

新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会規則

令和3年3月26日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、その指名する委員5人以内で構成する部会を置き、その部会に審議を行わせることができる。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

3 部会長が欠けたとき、又は部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員がその職務を代行する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第5条第1項中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「審議会」とあるのは「部会」と、「委員の定数」とあるのは「部会の定数」と、同条第3項中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、前条中「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(新潟市情報公開制度運営審議会規則及び新潟市個人情報保護審議会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 新潟市情報公開制度運営審議会規則（昭和62年新潟市規則第7号）

(2) 新潟市個人情報保護審議会規則（平成13年新潟市規則第33号）